

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
1	P60 多様な人権課題に関する取組の充実	学生に対しての学習をもう少し時間を増やしてもいいのではないか。授業等で学習してもいじめ等がなくなっていない現状から、もう少し、法的なことや責任問題等についてもっと深く真剣に考えさせられるような事例も交えることによって、より真剣に聞き、またイメージしやすいのではないか。また子供だけでなく、性的マイノリティ等は大人も偏見がある人が多いので、企業等での研修を推奨していくのはどうか	差別や人権問題を考える上で、何が差別にあたるのか、差別や人権侵害をしないために必要なことは何かを具体的に学ぶ必要性が問われています。 市では、人権に関する法律等の教育・啓発の必要性を、今回の第4次計画に明記し、市民が何が差別なのかを具体的に学ぶ機会を提供し、誰もが暮らしやすい伊賀市の実現に向けて取り組みを進めます。 性的マイノリティの人権問題に関して、保護者や事業所従業員など大人への啓発の必要性は、第4次計画策定に向けた性的マイノリティ当事者への聞き取り調査からも明らかとなっており、市では、人権啓発企業訪問等を通じて、この人権問題への理解増進、差別の解消に向けて啓発を進めます。	なし
2	P2 同和問題の表記について	「部落差別（同和問題）」または、「被差別部落（同和地区）」変更するが、どちらかと言えば、「部落差別（同和問題）」の方が良いと思う。	部落差別（同和問題）とは、人権課題や差別事象の名称についての表記です。また、「被差別部落（同和地区）」は、いわゆる被差別部落とされてきた地域の場所についての表記です。そのため、第4次計画においては、その対象となるものが、事象や人権課題については「部落差別（同和問題）」、差別の対象となる場所については「被差別部落（同和地区）」と使い分けて標記します。	なし
3	P73 人権相談体制の充実と人権救済・支援体制の構築	国・・・各法務局で人権相談所を設ける 県・・・三重県人権センター、児童相談所等 市・・・隣保館、市担当課等 いろいろと窓口があるが、当事者としては、どこに行ったら良いのかよく判らないところがある。よって、情報共有の方法をもっと考えて、どの部署に於いても速やかな対応が必要と思われる。	差別や人権侵害について、誰もが気軽に安心して相談できる相談体制を構築するため、体制の整備や手法を検討し、人権相談基本方針として策定します。 また、実際の差別対応についても、人権相談基本方針に盛り込みます。	なし
4	P89 施策分野4 人権課題の解決に向けての施策	人権課題の解決に向けての施策にもあるように、学校教育や社会教育の中で、同和問題についての学習は進めていかなければならないと考えております。今も残る差別の現実を目を背けることなく、差別の問題を自分ごととして捉えるためにも、学習の機会が必要だと考えます。施策の中にもあるように、学校現場や地域社会の中で、同和教育を学び続けることを、ぜひ明記していただきたいです。	2020年に実施した「人権問題に関する伊賀市民意識調査」では、部落問題に関する市民意識は改善の状況が見られます。これは、これまでの部落差別の解消に向けた教育や啓発をはじめ、様々な取り組みの成果と言えます。 一方で、現在も結婚や就労の場面などでの部落差別やインターネット上における被差別部落の暴露などの人権侵害が発生しています。 改善の状況が見られるものの、部落差別解消に向けた歩みを止めることで部落差別が無くなるわけではないことは、これまでの歴史的事実や、「部落差別解消推進法」の立法事実からも明らかであるため、市では部落差別を解消するための取り組みを、第4次計画でも継続して実施することを明記しました。	なし
5	P1 計画策定にあたって	自治体や事業所などでは、法律や条例、規則などで労働者の「権利」が守られているのと同時に、さまざまな縛りもある「基準」に沿って業務にあたります。車を運転するにも「道路交通法」で定められた「基準」にそって運転しています。ところが、人権や差別問題などになると、途端に「基準」が軽視され、「思いやりやさしさで解決する」など「基準」に一切登場しない「心の問題」に置き換えられ、そのことを信じ込まされている市民も意識調査で一定の数値として表れるなど、根強いものとなっています。 差別問題や人権問題に関する「基準」は憲法であり、この間、日本が批准してきた人権諸条約であり、人権関連の法律、県や市の条例であり、そこに明文化されている「基準」と「責務」に従って、問題解決に有効な施策を展開することが基礎基本です。これは、交通ルールを守ることと同様のことです。25頁で「伊賀市人権施策総合計画と田計画や条例との関係」とありますが、憲法や国際人権諸条約、法令との関連を図で示し、市民に植え付けられた「思いやり論」という誤解や曲解を解き、「基準」を重視し取り組むようにされることを提案します。	第4次計画の策定に向けて、世界の動きや国の動き、県の動きとして、国際条約や条約に基づく国連の勧告、法令や県条例などを踏まえるため、第1章にこれらの諸条約や法令について記載しています。	なし

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
6	P7 本市の取組	同和行政や同和教育不要論に関して、何のエビデンスなく、特定政党の思想をもとに、「同和行政終結論」を打ち出し、部落問題解決の取組を一切行わないようになった首長・自治体がありました。2002年3月31日の23時59分59秒までは、市民の部落差別意識や宅地建物取引に関する部落差別、差別身元調査、被差別部落住民の部落差別被害等があったが、2002年4月1日0時0分0秒から、それら差別は一切なくなったなど、社会構造としての問題である部落問題が解決するはずがありません。他の人権問題を眺めれば、すぐにわかるようなことを、時の首長が打ち出したことは、差別を維持させ、差別被害を生み出し続ける可能性が十分にあるという点で、極めて罪深い行為でした。 2023年6月19日に伊賀市議会において、この件で質問された議員がおられましたが、同和行政終結論を出した自治体において、市民の差別意識や部落差別の実態、事象、被差別当事者の差別被害が酷くなったのか、改善されたのかについては、そもそも意識調査も実態調査も実施していないため、推し量りようがありません。しかし、残念ながら、終結宣言を出した自治体において部落差別被害が発生している自治体に住む人たち複数から話を聞いてきたこともあり、特別措置法終了後も、引き続き、憲法や同対策審議会答申、人権条例などの「基準」をもとに、部落差別を含む、あらゆる差別の撤廃に取り組まなければならないものを「放棄した」ということは、自治体としてあってはならないことであり、自治体が結果として部落差別を容認した、何もしないという点で結果として部落差別に加担しているという点で極めて重大な問題です。	ご意見を基に本文を修正します。また、第2章に記載を加えます。	あり
		アメリカのヒューストン州の「Center for the Healing of Racism」の所長であった「チェリー・スタインウェンダー」さんは「子どもをレイシストに育てるにはどうすればよいか？」という問いに対し、「一つめ、差別について語らない事です。二つめ、実は二つ目はありません。」と答えました。部落差別は社会構造の問題であり、部落差別を生み出し、維持し続ける構造に、具体的な知識・理解・認識、解消への行動を身につけなければ、たちまち市民は部落差別を結果として容認する側に立ってしまうということです。先住民族やインドのダリットなどが制度や構造的差別により、差別によって人生被害を受けるような実態が世界のなかで発生しており、部落差別も例外ではないということです。 部落問題に関し「自由な議論」を大切することは当然のことです。しかし、その「自由な議論や意見」のなかに、マイクロアグレッションや選挙時に特定政党が繰り広げる部落問題に関するマイクロインバリデーションによって、マイノリティの表現の自由や平穏に生活を営む権利を侵害する・脅かすような被害などが起きていることが、同和課が2021年度に実施したヒアリングで明らかになっている、これが「エビデンス」です。 差別を維持するような意見や主張は「自由な議論」として認められることなどあってはならないことです。憲法や国際人権規約、部落差別解消推進法や「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」、そして伊賀市部落差別等撤廃条例などの「基準」にそい、差別解消の責務をおう市が部落差別を許さないという基本姿勢のもと、それらの問題点や差別容認性を批判することは極めて当たり前のことです。		
		また、地域改善対策協議会は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」のなかで、「地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行」として、「現行の特別対策の期限をもって一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない。今後の施策二ーズには必要な各般の一般対策によつて的確に対応していくということであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。」としていましたが、「同和行政終結論」を打ち出した当時の「一部の首長」らは、地対協意見具申の「同和問題の早期解決を目指す取組み」を放棄したということです。未だ改善されていない課題を事実上、放置し、行政責任をも放棄しました。言語道断です。 「同和行政・教育終結論」は差別する側を社会に育む、そのことを自治体が結果として容認していくことにつながる、広い意味での「差別意識」の助長・扇動です。そして言うまでもなく、差別が現存するなかでそれを無視・軽視した「終結宣言」を首長が行うことなどあってはならず、前述したように「コンプライアンス違反」とも言える行為が全国の一部の自治体において行われてきたことを、伊賀市としては容認せず、同和行政・同和教育は部落差別がなくなるその日まで有効で実行性のあるかたちをもって展開していくなどの旨を追記していただければと提案いたします。		
7	P31 第2章 人権に関する 市民意識の現状と課題	ここでは市民意識の結果が中心になっていますが、公表できる範囲で、第3次計画のはじまりから終了までの間に発生した・相談があがってきた差別事象を掲載したり、同和課が2021年度に実施された隣保館や教育集会所利用者へのヒアリングの結果から見える部落差別被害の現状なども掲載したりされることを提案します。本計画で市や市民、事業者が解消しなければならないのは差別意識だけではないこと、市民に何が差別にあたるのかの認識と差別の現状を認識してもらわないことには、取組のスタートが切れないことなどが理由です。	可能な範囲で記載します。	あり

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
8	P61 施策分野 1 (2) あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進	市内の小中学校では、各学校のマニフェストに準じて、人権・同和教育が展開され、それは校区としても検討されて出来上がったものだと解釈しています。つまり小学校から中学校までの9年間の人権・同和教育カリキュラムとも言うべき、子どもたちに学びを積み上げていくことが系統的に実施されているものです。 子どもたちが学びを積み上げることができているなかで、保護者も同様に子どもの通う園所や学校において、学びを積み上げるカリキュラムが必要だと思います。特定の差別問題を学ぶ機会を得られなかった保護者もあり、知らなかったことが差別問題やマイノリティにどのような影響を与えたのかを認識するような機会もなかった方々もいます。保護者のなかには、「特定の地域が同和地区だとわかったら、モヤモヤする」といった感覚をもっている人たちも未だおり、それこそが偏見であり、差別意識であることすら気づいていない人たちもいます。寝た子を起こすな論は毎年のように出てきており、いつまでも不毛な議論に時間をとられてしまうことは、差別の解消を遅滞させ、マイノリティに被害を与え続ける状態を維持させてしまっています。 このようななかで、学校教育と保育の担当課が一体となって、保護者啓発カリキュラムの骨格をつくり、各校区において地域や保護者の課題をもとに積み上げていくビジョンと実施に向けた具体的なカリキュラムをつくる必要があると考えます。 例えば、 ①アンコンシャスを含むバイアスやマイクロアグレッションへの学びを通じた自身が無意識に有する偏見や思い込み、無意識の差別への自覚や認識による課題意識の設定 ②差別を制度や慣習・慣行、観念、社会構造の問題であることへの認識と加担や容認していたことへの自覚と認識 ③参加型での多数派の特権とアファーマティブアクション ④参加型での人権諸条約や法令への学びによる「基準」の共有 ⑤多数派の特権を学ぶことを通じて差別への加担や容認している自身の課題意識の設定 などを就学前から中学校まで積み上げていくようなカリキュラムづくりを進めてもらうよう提案します。	差別や人権問題について、自由な意見表明権は保障すべきですが、社会構造の中で、自由な意見表明によって、差別や人権侵害が無意識のうちに発生することを見過ごすことは出来ません。 差別や人権侵害が発生するのは、慣習や慣行、観念、社会構造の問題であることを学ぶことについては、就学前教育、学校教育、社会教育と継続して実施することが必要であると考えます。 差別や人権侵害発生時の取り組みの中で、学校教育や社会教育の中で人権問題を学んできた経験のある人は、そうでない人に比べ啓発の効果が表れやすい傾向が見られています。 無意識の偏見や思い込みが、差別や人権侵害を生むことは、これまでの差別事象への取り組みからも明らかとなっています。 差別によって社会的に不利なマイノリティに人生被害を生じさせないためにも、第4次計画に、無意識の偏見・差別が起きる社会の構造、法教育等の必要性を明記しています。	なし
9	P69 施策分野 1 (4) 指導者の育成 4 企業・民間団体等における人権教育リーダーの育成	2011年に、国際連合の人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で承認されました。現在、国際的に「人権デューデリジェンス」という考え方が広がりを見せており、事業所が事業活動をする中で、社内はもとよりそのサプライチェーン、バリューチェーン上の強制労働やハラスメント、差別などの人権リスクを「特定」し、それを「軽減したり予防したりする」、そして「救済する」措置をとると定められています。差別やハラスメントなどの「人権リスク」を特定し、軽減や予防できないと、事業所はさまざまなリスクを背負うことになります。 例えば、 ①差別や人権侵害が発生している事業所で安心して働くこと・家族を働かせることができない、消費者がそのような事業所の商品を購入したくないなどの「キャンセル・カルチャー」の発生、ステークホルダーとの契約等が破棄されるなどで、商品がつかれない、材料を仕入れることができない、仕事が減るなどによって従業員の待遇・処遇等への影響が及ぶなどの「評価や信用のリスク」が発生する可能性があります。 ②従業員間やステークホルダーとの間で差別や人権侵害が発生した場合、訴訟に発展するなどの法律面におけるリスクが発生する可能性があります。 ③商品が売れない、訴訟で敗訴し賠償金を支払う必要が出てくるなどの財務的なリスクが発生する可能性があります。 ④従業員間の差別やハラスメント問題による退職や休業、労働者の確保が困難になることなど、外生的な事象により損失を被る業務上のさまざまなリスクが発生する可能性があります。 このような国際的なうねりを市内の事業所のトップの方々が的確に捉え、問題の未然防止や改善に取り組むようなシステムを市と事業所、国の労働関連部局とつくりあげていく必要があり、「4 企業・民間団体等における人権教育リーダーの育成」などに位置付けていくことを提案します。	2022（令和4）年9月、国は2011年に国連が全会一致で採択した「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、企業活動による他者への人権侵害等を抑制し、企業による人権尊重の取り組みを促進するため、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。 市は、市内事業所等に対して人権デュー・ディリジェンス（人権DD）の実施を周知・促進していくことが求められることになることから、計画に反映し、取り組みを進めます。	あり
10	P71 施策分野 2 (1) 人権侵害の発見や防止体制の確立 5-③ 差別事件への対応	差別事象の発生や通報を受けた際の初期対応は、掲載されている内容でよいと思いますが、発生した事象を分析し、未然防止等に生かすことが必要です。①事象の差別性や問題点は何なのか、②事象が発生した背景や原因は何か、③何故こうした事象が発生するのか、背景や原因を是正できない課題は何か、④課題を克服するために必要な政策は何か、こうしたものを整理していかなければ再発防止にはつながらないと考えます。また、解決のゴール、着地点を何に求めるかも重要です。行為者が反省すれば解決なのか、最優先に考えられなければならない被害者がどのような状態になれば解決なのか、差別行為者が自発的に研修に参加したり、能動的に学ぼうとする態度が見られたらゴールなのか、組織として人権啓発等に取り組んでいくことが到達点なのか、被害者がどのような状態になれば解決なのか、事象の一つひとつの発生状況等によって、ゴールが変わってきます。「分析を行う」ことについて明記されることを提案します。	差別や人権侵害について、誰もが気軽に安心して相談できる相談体制を構築するため、体制の整備や手法を検討し、人権相談基本方針として策定します。 また、実際の差別対応についても、人権相談基本方針に盛り込みます。	なし

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
11	P72 施策分野 2 （2）人権相談や人権侵害報告から人権課題別の差別解消ガイドラインの作成	本計画がスタートし、次の改定に至るまでに、どのようなスケジュールリングで、何をどこまで進めていくのかを一定程度明記され、着実に前進させる内容を掲載することが必要だと思います。 73頁の施策項目③「差別解消ガイドライン」の情報提供とありますが、これは「周知徹底」と表現すべきです。何が差別にあたるのか、市民の多くはまだまだ理解されていないことが市民意識調査の条約や法令の認知度に現れています。差別や人権問題の基準となる条約や法令の周知徹底、このガイドラインの周知が徹底され、市民の間で定着してこそ、ガイドラインが活きてくると思いますので、そのような表現を提案します。	個別の施策のスケジュールは、施策の進捗管理において実施します。	なし
12	P88 施策分野 4 （1）部落差別（同和問題）	自治基本条例の改正などでも検討が続いている「部落差別をはじめとするあらゆる差別」の文言に関して、他の差別問題と差異をつけるものではなく、部落差別は日本固有の問題であるため、市の条例に順じて、この表現を市として使用し続けていくことが必要です。部落差別の解消に何の有効性もない「『部落差別をはじめとする』という文言を削除すべきだ」といった議論が続けても仕方ないため、日本固有の問題であり、市の条例の準じていることを明記されればよいと思いますので、提案します。 もう一つの提案は、今の市の条例を「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」のようなかたちに改正し、現時点で伊賀市において個別の条例の制定が必要である立法事実としての「エビデンス（①意識調査の市民の部落差別意識、②インターネット上にはびこる伊賀市に関する部落差別投稿、宅建調査の部落差別の実態、③部落差別事象、④同和課実施の被差別部落にルーツのある人たちの部落差別被害）」が最も明確となっている部落差別を具体的に解消するための「部落差別解消推進条例（仮称）」を制定することです。法律ができれば、それに準じた条例がつくられてきており、障害・ヘイト・部落に関する条例がつくられることがあるべき方向だと思います。市長もよく言われる「エビデンス」「数字」が具体的に明確になっている部落差別の現実に関し、条例の制定に向け尽力いただきたいと提案します。	「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」の名称について、日本の歴史上において、差別をなくすための取り組みに最も早く取り組まれ、他の人権問題の解消に向けても部落差別解消の取り組みに学ぶことが必要であることから、この名称としており、「部落差別」解消だけの条例ではありませんので、今後、改称することは考えておりません。 しかし、ご意見のとおり、差別の禁止規定や相談・救済規定は必要であることから、その内容については、今後改正に向けた検討を進めます。 「部落差別解消推進条例（仮称）」については、今後の検討課題とし、市の考え方を示すことは控えさせていただきます。	なし
13	P88以降 施策分野 4 人権課題の解決に向けての施策	市民意識調査は、調査することが目的ではなく、前回調査以降、市の各部署が調査結果から見える課題の解決に向け、例えば、調査項目が障害者問題を取り扱い、入居拒否や結婚差別問題について結果がまとめられ、数値として市民の課題が現れたとしたら、その数値を改善していくための具体的な市民啓発等が、「障がい福祉課」が主体となって取り組まなければ、調査が調査を目的とするものになってしまい、前回調査と比較しても意味をなしません。意識調査の効果測定とは、関係各課による差別解消の施策によってどのように意識が変化したのかをはかるものなので、調査項目それぞれに応じ、関係課が具体的な政策に取り組む必要があります。こうしたことが明記されるとともに、各人権課題のなかに、そのようなことを明文化し、障害者問題は障がい福祉課、外国人問題は市民生活課、感染症等の問題は健康推進課、女性問題や性的マイノリティは人権政策課、同和問題は同和課などのように、それぞれの課が役割をもって、地区別懇談会等を次の調査までの期間に、市全体に行き届くようなエリアごとの啓発体制を組んでいくことが必要だと思います。旧の市町村単位でいえば、1年目は市民全体にも調査結果の還流や啓発事業展開しつつ、特に重点地域として、島ヶ原に障がい福祉課と市民生活課が障害者問題と外国人問題をテーマに取り上げた地区懇等を実施し、2年目は大山田と青山、3年めは阿山といがまち、4年と5年は上野を重点地域としてまわる。また、同和問題や女性問題は1年めは市民全体に調査結果の還流や啓発事業を展開しつつ、1年めは大山田と青山、2年めは阿山といがまち、などの体制でもよいのではないかと思います。調査結果と結果が示す差別性や問題点などを啓発していくような体制やスケジュールリングなどを明確につくりあげることを提案します。	ご意見を承りましたので、関係各課で共有の上、個別の施策にご意見を反映してまいります。 また、各地域での人権啓発の取り組みの方向性も検討してまいります。	なし
14	今後について	人権政策審議会は、憲法や国際人権諸条約、人権関連法や条例に基づき、本計画をはじめ、行政が実施する人権施策を評価することができ、何よりも問題解決に有効な政策提案ができる人材が求められるものだと思います。他の自治体の先進事例に共通するのは、審議会がいかにも有効に機能しているかどうかが重要であるということです。あて職や公募が本当に必要なのか、人権問題の専門性を有する、また実績のある人選が必要であり、検討を進めてください。 また、このような計画改定のプロセスにおいて、審議会の委員としてではなく、三重県議会が条例制定のプロセスで参考人招致をしたように、市内在住のマイノリティや社会全体の現状を的確に捉えられ、政策提案等ができるマイノリティを参考人として招致したり、マイノリティ団体に事務局がヒアリングを行うなどして、効果指標やこれから必要な政策内容の参考資料とするといった丁寧な取組が必要であり、今後の参考にさせていただくよう提案します。 さらに、同和課が実施したような当事者の合意のもとヒアリングされたような取組は、あらゆるマイノリティにも必要であり、そのような事業を今後展開してください。市長や副市長が「数値」や「エビデンス」を強調されているため、それを明確にすることができます。関係各課で予算化し、生活実態調査を同和問題を含め、さまざまな人権課題で実施されるよう提案します。	計画策定プロセスにおける被差別当事者のヒアリングについては、今後、計画的に実施していくべきであると考えており、今後の検討課題とします。 一方で生活課題の調査も計画策定の基礎調査として必要であると考えますので、こちらも今後の検討課題とします。	なし

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
15	P61 施策分野 1 (2) あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進	これまで、「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」（以下「差別撤廃条例」と言う）に基づいて、学校教育や社会教育の現場で、さまざまな人権問題が取り上げてられました。差別撤廃条例が伊賀地域における人権を学ぶ礎になっていることは言うまでもなく、特に人権学習や人権啓発が盛んにおこなわれたことによって、市民の人権感覚が研ぎ澄まされてきました。しかし、これらの施策の恩恵は地域社会の末端にまで及んでいないことは課題であると言えます。特に、人権啓発企業訪問による聞き取りと文書による回答（p56）では、「人権学習企業等連絡会に加入している企業で、24.7%と2～3割の企業や事業所において、従業員に対する人権研修が実施されていないことが明らかとなりました。」との結果は、裏を返せば、多くの市民が人権研修を受けられていないことの表れです。このような実態は長年の課題であり、部落問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決や理解の推進につながりにくい原因であるとも考えております。一方、これまで、人権啓発の実施が滞っている地域や企業の人権研修の受け皿として伊賀市人権同和教育研究協議会（各地同研組織）が人権啓発や研修を行政と並行して実施してこられました。これまでの慣例に基づき、各地同研組織の長年の歴史と実績を踏まえ、新たに策定される第4次伊賀市人権施策総合計画の個別目標にあげられている事業概要が円滑かつ有効性の高い事業の実施と検証がなされるよう、各地同研組織の存在は必須であると言えます。今後の多岐に渡る人権課題への解決に向けて、社会教育や学校教育の課題解決に精通した団体との協力のもと、計画を実施していただきたいと思います。	これまで差別解消に取り組んできた関係者、団体と協力・連携した事業の推進を図ります。	なし
16	P2 同和問題の表記について	一般人ですので、行政が作成された長文を理解するには、とてもじゃないですが難しいことであります。ただ、このような公開文書の中で、同和地区問題についての定義は今後も引き続き盛り込んでいってほしいと考えます。なぜなら、同和地区問題はその他の差別問題と明らかに違う点として、目に見えないものであるからです。寝た子を起こすな論が広まる世の中で、今現在も苦しみ、命の問題を抱える人が少なからず存在すること、そんな人が存在するのが何故なのかという事に目を向けて頂きたいです。それは、寝た子を起こすな、、、、もとい、面倒なことには目を瞑れと言う考えの方がいるから助けを求めることが出来なくなっているのです。私は幼い頃から同和地区であることで沢山の苦勞をしてきました。そして、親となった今、変わらずに子どもたちが同じ苦しみを味わっています。子どもたちは、学校の強い人権学習の取り組みのお陰で、友達や先生に助けられ、今では自ら進んで取り組む姿勢を見せてくれるようになりました。とてもじゃないですが、数年前では考えられない姿です。これも、学校での人権への取り組みのお陰でもあり、自分の住んでいる地名を隠したくないと話すようになったのも、同和地区についての過去や現在の話を隠さずに話し込んで頂いたからこそです。まだまだ沢山苦しんでいる子どもたちがいるのですから、そこから目を背けずに、同和地区など今は存在しないなどと言った嘘を教えることのない政策を一市民として願います。同和地区問題は無くなってはいません。今も現に子どもたちは苦しめられている問題です。目を背けないでください。目を瞑らないでください。目に見えないからこそ根深く残る問題に苦しまされている人、子どもたちが居ることを、しっかり見てください。	差別による被害が、生活に影響を及ぼし人生に被害を生じさせることは、これまでの差別事象への対応からも明らかとなっており、それは部落差別に限ったことではありません。 そのような差別による被害の抑制と、差別被害が生じた際には救済ができるよう、市の条例の改正を検討します。 また、これまでに実施してきた人権教育・啓発に取り組み、人権意識の高揚を図り、誰もが取り残されず、誰もがお互いに尊重し合える伊賀市に向けて取り組みを進めます。	なし
17	P13 1 計画策定にあたって	次に、削除したほうが良いと考えられる点について説明します。 13ページ中段（4）指導者の育成の箇所（本文8行）ですが、「市職員の中から数名を選抜し、公益財団法人反差別・人権研究所みえなどが実施する人権大学講座（連続講座）を毎年受講しており、修了生は年々増えています。」とあり、地域での人権意識の醸成を図る必要性をとしています。なるほど私も人権問題に限らず、様々な研修や講演、学習は社会に生きる個々人にとって大切な人格形成につながるものも多くあり、講師の資質や内容によってとても素晴らしいものもある事は認めますが、ここでは実質的に特定の1団体のみが市の人権施策に関わっているものと見られかねず、多様なアプローチで人権意識醸成を進める観点からすると、適切さを欠くと受け取られる可能性もあります。可能であれば早急に、複数の団体による連続講座の実施や、1団体のみの実施主体の状況が今後も続くのであれば、特定の団体名は本総合計画には掲載しない方が良いと考えます。	市職員の研修としての連続講座の表記ですが、市の派遣先のうち、最も参加者数の多い団体を代表して表記しています。	なし
18	全般	それから最近の市の文書等に悉く表示のあるSDGsマークですが、本総合計画にもお決まりのように当マークが印刷されていますが、このようなマークを配せずとも、内容をしっかりつくり上げて行けば良いのであって、市の文書へのマークやバッジの「貼り付け」はもう止めた方が良くと考えます。	持続可能な開発計画は人権問題に関する目標が多く設定され、伊賀市人権施策総合計画との関連性から、表示しているものです。	なし
19		最後に、市が主催する人権問題に関する様々な呼びかけと、一般的な市民意識の一側面について私見を含めて述べさせていただきます。 「人権」に関する市の公式な見解は、結局のところ部落解放同盟、部落解放同盟三重県連、部落解放同盟伊賀市協議会、公益財団法人反差別・人権研究所みえ、三重県教育委員会事務局人権教育課等々の「認める」ものであり、とても多種多様な意見、時流に則した柔軟な対応とは少しかけ離れた状況にあると思わざるを得ません。一般市民の心情としては、人権問題に関する市からの発信が常に一方通行的な、上記「公式見解」の押し付けとも言える状況で、その見解への異論を認めないような姿勢が散見される事が多くあり、大変残念です。 「立石に水」の如きパブリックコメントへの受け答えや、市人権政策課、同和課での窓口対応及び市議会での答弁などでも、批判的意見や指摘に対して同様の対応が繰り返されている状況を見るに、市民としては「呆れて」、何度か呆れた後に諦めてしまっている現状があります。 本当に差別を許さず、人権を大切にする地域社会をつくる信念をもって進もうとするならば、自由闊達な意見交換が真に保障される場が必要であり、市は「予定調和的」「示し合わせ」の如き総合計画策定を作業的に進めるのではなく、ひろく異論も提示させ、公論の場において対立しあう意見を止揚するような気概をもって、本気で取り組む姿勢を示されれば、真剣な市民の参画も必ずや増え、人権が尊重されるまちづくりが加速するものと確信します。	計画への意見ではないため回答しません。	なし

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
20	全般	ホームページにあったので意見させていただきます。 私は伊賀市で生まれ育ちました。私の友達には部落出身の子もLGBTQの子も、家族に障がいのある子も、外国籍の子もいます。これまで伊賀市では人権のことを色々してくれているようですが、これらの友達は、仕事や人間関係の中で差別的な言葉を聞いたり態度を受けたりしています。だからこの伊賀市を離れたいとよく口にしています。私の友達を傷つけているのは、無関心な大人や地域社会、そして差別をなくしきれず、このような相談をしにくい市役所ではないでしょうか。私の友達が安心して生活でき、ずっと住み続けたいと思える伊賀市にしてほしくて、それには人権に対する仕事を市役所全体で考えていただきたいと思います。小学校や中学校の時のように、市役所や市民が本当に差別をなくすために真剣に話し合う場や、子どもからお年寄りまで安心して相談できる場所を身近な所で作ってください。市民や会社の人、先生や市役所の人と一緒に人権について正しいことを学べたり考えたりできる場をぜひ作ってください。また、差別を禁止するような決め事もぜひ必要です。ぜひ作ってください。よろしくお願いします。	差別や人権侵害について、誰もが気軽に安心して相談できる相談体制を構築するため、体制の整備や手法を検討し、人権相談基本方針として策定します。 また、実際の差別対応についても、人権相談基本方針に盛り込みます。	なし
21	全般	人権教育、同和教育ともに大切なことだと思います。インターネットが当たり前の現在、自身が差別的な発言を受けた場合、どこへ相談していいかなどもわかりません。そんな些細な事でも知ることはとても大切だと考えます。また、住んでいる地域毎での取組も大変重要だと感じます。伊賀市は広いので、市としてまとめた取組とは別に地域での取組も大切にしていきたいです。	差別や人権侵害について、誰もが気軽に安心して相談できる相談体制を構築するため、体制の整備や手法を検討し、人権相談基本方針として策定します。 また、実際の差別対応についても、人権相談基本方針に盛り込みます。	なし
		第4次伊賀市人権施策総合計画において、人権デューディリジェンスの強力な推進を大きく掲げるべきです。その主な理由は次の3つです。 1. 人権デューディリジェンスは、企業に対して人権を尊重するよう強く働きかけるための優れたツールとして、世界中で使われ始めているものであるから。 2. 人権デューディリジェンスは、それを実施しない企業が突然の売上減少リスクを背負うことになるなど、人権問題にとどまらず産業振興の問題にまで波及するため。 3. 「パートナーシップ宣誓制度」を全国で3番目に導入するなど人権に対する先進的な取り組みで知られる伊賀市が、このタイミングで人権デューディリジェンスを強く推進することは「人権に対する先進的な取り組み」を誇り続けるために必要であるから。 次ページ以降にて、3つの理由について、それぞれ詳述します。		
		1 【理由1】人権デューディリジェンスは、企業に対して人権を尊重するよう強く働きかけるための優れたツールとして、世界中で使われ始めているものであるから。 第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）においては、企業への啓発活動や働きかけ・企業との協調や協力などを、人権施策推進上の大きな課題として挙げている箇所が、20か所近くにのぼります（※本文書6ページ以降の【付録】参照）。 企業への啓発や働きかけこそ、伊賀市の人権施策推進における最大の課題です。少なくとも、そう言っても過言ではない状況にあるはずです。 それならば、市内に所在する各企業の本社または事業所に対し、人権デューディリジェンスの実施を強く勧めるべきです。		

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
22	第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）全体にわたって、企業への啓発・働きかけを人権施策推進上の大きな課題として挙げながら、それを解決するための有効な手段である人権デューディリジェンスについては全く触れられていない点。	人権デューディリジェンスは、「ビジネスと人権に関する指導原則」など人権尊重のグローバルスタンダードと目される文書において、企業に人権を尊重させるための重要な手段とされています。 ● 「ビジネスと人権に関する指導原則」 https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/ また、日本政府も次のような文書を発出し、企業に対して人権デューディリジェンスの実施を強く勧めている状況です。 ● 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン <ダイジェスト> https://www.meti.go.jp/policy/economy/business-jinken/pamphletjapanese.pdf ● 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf ● 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料 https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002-1.pdf また、「ビジネスと人権に関する行動計画（2020－2025）」p.8の記述は、「地方公共団体が政府・政府関連機関とともに『ビジネスと人権』に関する理解を促進し、意識を向上させる」ことを当然の前提としています。 「ビジネスと人権」への理解促進・意識向上の一環として、地方公共団体には、人権デューディリジェンスの推進が求められるところです。 第4次伊賀市人権施策総合計画において、人権デューディリジェンスの強力な推進を掲げていただけますよう、強く求めます。		
	2	【理由2】人権デューディリジェンスは、それを実施しない企業が突然の売上減少リスクを背負うことになるなど、人権問題にとどまらず産業振興の問題にまで波及するため。 従来、企業が人権尊重運動に取り組んでいなくても、それを理由に継続的取引関係を失ってしまうことは極めて稀でした。 しかし、人権デューディリジェンスに取り組んでいない企業は、継続的取引関係の喪失、ひいては企業存続の危機に追い込まれる場合があります。実際にそのような事例も出ています。 なぜなら、人権デューディリジェンスの対象には、自社だけでなく、サプライチェーンその他のビジネス上の関係にある他社も含まれるからです。 そのため、人権デューディリジェンスを徹底的に実施しようとする企業は、ビジネス上の関係にある他社にも人権デューディリジェンスを実施させる必要があります。		
		例えば、企業Aの顧客である企業Bが、人権デューディリジェンスを徹底的に実施する場合、企業Aに対して人権デューディリジェンスの実施を強く要請することになります。 顧客という強い立場にある企業Bが、取引停止をちらつかせつつ、人権デューディリジェンスを実施するよう企業Aに強く迫ることもあり得ます。 このとき、企業Aが人権デューディリジェンスについて何の準備もしていなければ、取引停止をちらつかせつつ行われた企業Bからの人権デューディリジェンスを実施要求に、企業Aは全く応えることができません。 こうなると、企業Aは、企業Bという顧客を失って売上を喪失し、企業の存続すら脅かされる大ピンチに陥りかねません。		
		実際、顧客企業から人権デューディリジェンスの実施を強く要求されるケースは増えています。そして、その要求に対応できずに、廃業または廃業寸前の危機に追い込まれるケースも増えています。2022年の中小企業白書にも、そのような状況に陥った企業の事例が、会社名を明らかにしたうえで紹介されています。 伊賀市内の企業がこのような状況に陥らないよう、第4次伊賀市人権施策総合計画においては、人権デューディリジェンスの強力な推進が打ち出されるべきです。 なお、この春には、人権デューディリジェンス実施企業を日本政府の公共調達への入札で優遇する方針が決まりました。	2022（令和4）年9月、国は2011年に国連が全会一致で採択した「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、企業活動による他者への人権侵害等を抑制し、企業による人権尊重の取り組みを促進するため、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。	あり
			市は、市内事業所等に対して人権デュー・ディリジェンス（人権DD）の実施を周知・促進していくことが求められることになることから、計画に反映し、取り組みを進めます。	

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
		3 ● 公共調達における人権配慮について（令和5年4月3日） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai7/siryou4.pdf ● 人権デューデリジェンス実施を政府調達の入札参加の事実上の要件に（令和5年4月3日：日経新聞） https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA021YE0S3A400C2000000/ 伊賀市内の企業が、政府調達の入札に応札する顧客から、人権デューデリジェンス実施を強く迫られるケースは、今後大きく増加することが予想されます。 人権デューデリジェンスは、伊賀市の産業振興、市内各事業所の経済安全保障にも波及します。 そのような観点からも、第4次伊賀市人権施策総合計画において、人権デューデリジェンスの強力な推進が打ち出されるべきです。		
		4 【理由3】「パートナーシップ宣誓制度」を全国の市町村で最初に導入するなど人権尊重への先進的な取り組みで知られる伊賀市が、このタイミングで人権デューデリジェンスを強く推進することは、「人権に対する先進的な取り組み」を誇り続け、人権文化を根付かせるために必要であるから。 伊賀市は、かつて、自治体における同性パートナー制度への取り組みが未だ本格化していない段階で、他の多くの自治体に先駆けて「パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。このことは、人権尊重への先進的な取り組みとして、高く評価されたと思います。 人権デューデリジェンスについても、他の自治体に先駆けた先進的な取り組みを、強くお願いしたいと思います。		
		2023年6月20日現在「〃人権デューデリジェンス〃 site:lg.jp」でGoogle検索をすると、80件弱がヒットします。これは、lg.jpという自治体専用のドメイン内において、〃人権デューデリジェンス〃という表記が含まれるウェブ文書（PDFを含む）が80件弱存在していることを表します。 その80件弱のうち、半分以上は東京都の文書です。つまり、東京都以外では、自治体による人権デューデリジェンス普及の取り組みは未だ本格化していません。しかし、この状況は早晩崩れるはずです。 人権デューデリジェンス実施を政府調達への入札参加の事実上の要件とする方針が決まっているので、近いうちに多くの自治体で人権デューデリジェンス普及への本格的な取り組みが始まったとしても、何ら不思議なことではありません。 それでも、今、伊賀市が人権デューデリジェンスの普及に本格的に取り組み始めたならば、東京都以外の自治体ではトップランナーと言っても過言ではない位置に来ることができます。 そうすることで、伊賀市が「人権に対する先進的な取り組み」を誇り続け、人権文化を根付かせることにつながるはずです。 第4次伊賀市人権施策総合計画において、人権デューデリジェンスの強力な推進を掲げていただきますよう、強くお願いいたします。		
23	P61 あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進	学校現場において、人権・部落問題学習を進めていくことは当たり前となっています。子どもたちが学んだことを家庭で話し、学校からも保護者に向けて啓発を行うといったことを今後も積み重ねていかなければなりません。 部落差別をはじめとするあらゆる人権課題に対して、学校の中で「人権カリキュラム」を作成し、取り組んでいくことの大切さや、人権・部落問題学習の必要性をこれからも強く訴え続けなければならないと考えます。 そのための取組の一つとして、校長・教頭・教職員・市教委が一体となって組織する「伊賀市教育研究会」の中の部会として「伊賀市学校人権・同和教育研究部会（学同部会）」も、人権・部落問題学習を進めていくためには必要な組織となっております。学同部会において、人権・部落問題学習の授業を参観しあったり、子どもの姿・子どもの事実を出発点とした教育研究活動を行ったり、人権・同和教育に関わる研修会や講演会に自主的に参加したりしながら、学校現場における人権教育・啓発の推進を行ってきております。したがって、学同部会のような組織に学校現場（教職員）が参画することで、さらに人権・部落問題学習が推進されていくものだと考えています。 同時に、保護者・地域への啓発も行っていかなければならないと考えます。保護者の中には「寝た子を起こすな」という感覚を持っている方もまだいるのが事実です。子どもたちや教職員と同じように、自分の中にある「差別性」に気づくことが、差別をなくそうとする力となり、さまざまな人権課題を「自分事」として考えることにつながるのではないかと思います。 ぜひ、ここまで述べさせていただいたように、保育の場、学校教育の場、そして行政がともに人権・同和教育及び啓発の推進に取り組んでいくことができるビジョンを提起していただきますようお願いいたします。	これまで差別解消に取り組んできた関係者、団体と協力・連携した事業の推進を図ります。	なし

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
24	P61 （2）あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進	「部落差別解消推進法」において、学校・地域社会の中で人権・同和教育を進めていかなければならないことが明記されています。 とりわけ、学校現場においては「人権カリキュラム」を作成し、各学校・各学年の実態に応じた人権総合学習が展開されています。子どもたちが学びを積み上げていくことで、差別をなくす主体者を育てることができると考えます。つまり、人権・同和教育は学校現場において必要不可欠なものです。 学校現場における人権・同和教育をさらに推進していくためには、市町の同研組織も必要です。私自身、上野同和教育研究協議会（上同研）にさまざまな部分で関わらせてもらっているのですが、保護者・地域・学校が一体となって、人権・同和教育に関わる研修会や講演等に自主的に参加し続けています。同研組織は、人権教育の啓発にかかせない組織だと強く感じています。 したがって、差別解消に向けて、人権・同和教育の必要性および同研組織の必要性を強く訴えます。また、61頁～にもあるような人権教育・啓発の推進にかかわる取組をより詳しく掲載していただきたいです。	これまで差別解消に取り組んできた関係者、団体と協力・連携した事業の推進を図ります。	なし
25	P71 人権侵害の発見・防止・対応	差別事象が発生した場合の初期対応は記載の通りでいいかと思いますが、差別事象の分析や差別事象が起こらないようにするための取組も重要かと考えます。なぜ、差別事象が起こってしまったのか、その背景は何なのか、これらを解決するためにどんな施策を行っていけばよいのか等をより詳しく明記していただきたいです。 学校現場においては、子どもたちを取り巻く環境はさまざまであり、インターネット等を通じて人を傷つけてしまうような言葉（差別用語）がすぐ見る（知る）ことができてしまう環境となっています。子どもたちが「知らない」ことで、簡単に人を傷つけてしまえるわけです。差別事象が起こってしまったときは、なぜその言葉を使ってしまったのか、どこで知ったのかなどを聞き取ったり、家庭訪問を通じて保護者と話し合ったりしながら取り組んでいます。	差別や人権侵害について、誰もが気軽に安心して相談できる相談体制を構築するため、体制の整備や手法を検討し、人権相談基本方針として策定します。 また、実際の差別対応についても、人権相談基本方針に盛り込みます。	なし
26	P7 11行目～	部落差別の形態は陰湿かつ巧妙化する傾向①にあり、加えてインターネット上での被差別部落（同和地区※）やその住民を誹謗・中傷する書き込みが頻発②しています。市民意識調査結果からも、なお多くの人被差別部落（同和地区）に対する誤った認識を持っていることが推測され、部落差別（同和問題）は今日なお深刻にして重大な社会問題であり、市として早急に解決しなければならない人権課題であり、伊賀市では部落差別（同和問題）の早期解決に向けて③、 ①陰湿かつ巧妙化する傾向とはどのような部落差別の形態ですか？ ②頻発とは、どのくらいの頻度ですか ③早期解決に向けてとは、どうなった時が解決されたと判断するのですか？これまで施策で差別が残っているとするとするなら、施策の見直しが必要ではないですか？	①、②は第2章に記載しています。 ③具体的な施策の見直しのための第4次計画です。	なし
27	P9 19行目～	被差別部落（同和地区）と被差別部落（同和地区）との近傍類似地において実勢価格に差が生じている①こと、 ①被差別部落（同和地区）と被差別部落（同和地区）との近傍類似地において実勢価格に差が生じているとは、どういうことですか	実際の取引時の事例として価格に差が生じていることです。	なし
28	P11 24行目～	市内の保育所（園）では、伊賀市解放保育基本方針に基づき、解放保育に取り組んでいます。① ①伊賀市解放保育基本方針は2004年（平成16年）11月に制定した「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」に基づいて策定されています。「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」の、部落差別をはじめとするという文言は、差別問題に軽重を示すものであり、削除を求めます。よって、伊賀市解放保育基本方針も差別問題に軽重を持ち込むものであり、不適切です。	「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」の名称について、日本の歴史上において、差別をなくすための取り組みに最も早く取り組まれ、他の人権問題の解消に向けても部落差別解消の取り組みに学ぶことが必要であることから、この名称としており、「部落差別」解消だけの条例ではありませんので、今後、改称することは考えておりません。	なし
29	P12 6行目～	市職員が人権問題地区別懇談会の運営に参画するなど、人権啓発の情報提供や運営の補助等をさらに進めていく必要があります。① ①市職員（市が雇用されている地区市民センター職員含む）は、住民自治協議会の取り組みに関わらないように言われています。人権啓発の取り組みには、参画せよというのは、矛盾しています。	市職員は、職場を離れても居住する地域の活動に積極的に参加することが求められると考えます。その一環として、地域で行われる人権関連の活動に参加した場合には、職員として学んだ知識を活用し、地域の人権啓発のリーダー的役割を担うことも求められると考えます。	なし
30	P12 12行目～	2015(平成 27)年 9 月、「伊賀市人権学習企業等連絡会」が設立され、研修が実施されています。① ①「伊賀市人権学習企業等連絡会」に入会することが、市の工事発注の条件になったりはしていませんか？	伊賀市人権学習企業等連絡会に加入することが、工事発注の条件になることはありません。	なし

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
31	P12 23行目～	各所属で独自に行う職場研修や、OFFJT※による人権研修会への派遣を含めた体系的なものとして実施してきた人権研修のあり方を見直しました。さらに、人権問題地区別懇談会など、地域で行われる人権研修への参加などを通して、正しい理解・認識を持ち、自ら差別をなくす施策を推進するように努め、引き続き市職員が、地域の人権啓発のリーダーとなるように意識を高め、啓発活動等の実践を含めた取組を推進していきます① ①日常の業務を離れた研修参加など、職員の負担増になっていませんか？また、人事考査の不適切な基準になっていませんか？	市職員は、職場を離れても居住する地域の活動に積極的に参加することが求められると考えます。その一環として、地域で行われる人権関連の活動に参加した場合には、職員として学んだ知識を活用し、地域の人権啓発のリーダー的役割を担うことも求められると考えます。	なし
32	P13 14行目～	どのような支援が必要かを検討する勉強会や課題共有会議が求められます① ①民生委員・児童委員として勉強会をおこなっています。	計画への意見ではないため回答しません。	なし
33	P13 20行目～	公益財団法人反差別・人権研究所みえなどが実施する人権大学講座（連続講座）① ①人権講座の講師として「公益財団法人反差別・人権研究所みえ」の方がよく来られます。市が主催する人権講座の講師として、どのくらいの割合でこの法人に依頼されているのですか、また、市からのこの法人への財政支出は年間いくらですか。	計画への意見ではないため回答しません。	なし
34	P17 7行目～	被差別部落（同和地区）を含む地域を拒否、排除する動きも見られています① ①市が特定した地域に特別な施策を行うことで、特別な地域と周囲は見ます。市が地域を特定して特別な施策を行わないことが、特別な地域という意識をなくしていきます。	伊賀市同和施策推進計画策定に係る調査では、被差別部落を含む大きな単位の地域名で拒否した事例も報告されています。施策の必要性を検証し、取り組みを進めます。	なし
35	第3章 人権施策の展開方向について	人権施策が伊賀市の重要施策とするならば、第2次伊賀市総合計画・第3次基本計画と同じように、各施策の具体的な取組として、施策項目・事業・事業概要の表中に主担当課と成果指標を入れるべきではないかと思います。	ご意見として承ります。	なし
36		差別がある現在も、人権教育や同和教育は、学校や社会教育の現場でこれからも必要である。子どもたちは差別の現実を知り受け止め、差別をなくしていくために自分たちが何をしていけばいいのかを仲間とともに考えています。子どもたちが将来差別を受けるかもと、ドキドキしながら生きていく世ではなく、希望に満ち溢れた将来展望をもつことができる伊賀市にしていくべきである。	ご意見のとおりです。自らの生い立ちや属性を認め合い、誰もが尊重される伊賀市の実現に向けて人権施策を推進します。	なし
37	全般を通じて	パブリックコメントをとると、同様の意見が多数寄せられることがあります。しかし、パブリックコメントの意見は数の多少によって対応を考えるものではありません。そうではなく、計画の趣旨や考え方を踏まえて、対応をしていただくようお願いしたいと思います。	ご意見として承ります。	なし
38	P2 脚注 ＜用語の意味＞	同和問題や同和地区の記載については、たいへんよくわかる説明であると評価します。	計画への意見ではないため回答しません。	なし
39	P2 わが国の動き 15行目	・・・しかしながら、同和対策審議会答申から50年が経過してもなお、部落差別は根強く残されている上、・・・ ・2023年現在、まもなく同和対策審議会答申1965年から60年になるため、文中の「50年」を「50年以上」あるいは「半世紀以上」などに修正することを希望します。 ・「部落差別は根強く残されている」のところは、表現として、「残されている」というと主語は誰かが問われなければならない。ここでは、さまざまな調査などからもわかるように、「根強くある」という部落差別の存在の事実を表現の方がよいように思う。 （修正案） ・・・しかしながら、同和対策審議会答申から50年以上が経過してもなお、部落差別は根強くあり、・・・	ご指摘のとおり修正します。	あり
40	P5 13行目	・・・改正法は2022年中の施行を予定しています。すでに施行されていると思われる。 ・・・（改正法は2022年10月施行）	ご指摘のとおり修正します。	あり

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
41	P5 17行目から 23行目の段落	6月28日に東京高裁二審判決が出されていることを記述すべきである。	ご指摘のとおり修正します。	あり
42	P6 18行目	項目が羅列されているが、時系列かトピック順か、年号を先に持ってくる表記は読み取りが難しい。 たとえば、「2017年には、性別をはじめ年齢、障がいの有無、・・・「ダイバーシティみえ推進方針」を策定されました。」は、次のように表記してはどうか。 「また、性別をはじめ年齢、障がいの有無、・・・「ダイバーシティみえ推進方針」が2017年に策定されました。」 同様に、続きの段落は、「加えて、2021年4月に施行された・・・」としてはどうか。	ご指摘のとおり修正します。	あり
43	P6 一番下の段落 4行目	表記の繰返しなどがあり読みにくい。 ・・・的推進を図ってきました。教育を取り巻く社会情勢の変化に対応するために2017年3月に改定した「三重県人権教育基本方針」に基づき、人権教育を担うべき次世代教職員の育成を・・・ ・・・的推進を図ってきました。また教育を取り巻く社会情勢の変化に対応するために2017年3月には基本方針が改定され、人権教育を担うべき次世代教職員の育成を・・・	ご指摘のとおり修正します。	あり
44	P7 3段落目	クドクドとした言い方になっており、一文一文が長いので、言いたいことがわかりにくい。本市の取組に限定する形で記述すべき。また、意識調査の結果の例示を入れてはどうか。 部落差別については、・・・法失効以降、全国的には同和関連施策が縮小・廃止の傾向にあり、部落差別の実態を認識せず、一部に同和行政・同和教育不要論がささやかれています。また、部落差別の形態は陰湿かつ巧妙化する傾向にあり、加えてインターネット上での被差別部落やその住民を誹謗・中傷する書き込みが頻発しています。市民意識調査結果からも、なお多くの人被差別部落に対する誤った認識を持っていることが推測され、部落差別は今日なお深刻にして重大な社会問題であり、市として早急に解決しなければならない人権課題であり、伊賀市では部落差別の早期解決に向けて、差別の実態を把握した上で、施策検討の基礎資料を得るための調査として、「生活実態調査」をこれまで実施してきました。2021年・・・に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、相談体制の充実や、部落差別の解消を目指した教育や啓発の必要性を把握するためのニーズ調査を実施しました。また、2011年・・・一部の行政書士などの有資格者が・・・身元調査に利用されていたことが判明しました。市では2012・・・事前に登録した人の住民票の写しなどを、代理人や第三者が請求し、市が交付したときに、本人にその事実を郵送で通知する制度を導入し、不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の抑止や防止を図っています。また、総合評価方式による入札時において、「人権政策への取組」を評価項目に加えることにより、人権啓発の取組の促進を目的とした入札制度を、2012年度より導入しております。2013年には、宅地化建物取引に関する人権問題の実態調査について、伊賀市内の宅建業者40社を対象にアンケート調査を実施し、不動産取引における部落差別や障がい者、外国人、高齢者、母子・父子家庭に対する入居差別の現実が見られ、不動産業者や家主だけの問題ではなく、広く市民の一人ひとりにあつゆる差別の解消に向けた啓発の重要性が確認されました。 を次のように修正。	ご意見を参考に修正します。	あり
		部落差別については、・・・法失効以降、同和行政・同和教育も不要であるとの論調があります。しかし、部落差別は日常生活面では潜在化している一方、インターネットの普及によって誤った情報発信や誹謗中傷などの問題が伊賀市においても大きな課題となっています。市民意識調査結果からも、たとえば、〇〇・・・・・・〇〇というように、少なくない市民が被差別部落に対して無知であったり、誤った認識を持っていたりすることが推測され、部落差別は今日なお深刻にして重大な社会問題と捉えなければなりません。伊賀市では部落差別解消の基礎資料を得るための調査として「生活実態調査」を、また2021年には「部落差別解消法」に基づいて、相談体制の充実や部落差別の解消を目指した教育や啓発の必要性を把握するための「ニーズ調査」を実施しました。 さらに2013年には、伊賀市内の宅建業者40社を対象にアンケートを実施し、不動産取引における部落差別や障がい者、外国人、高齢者、母子・父子家庭に対する入宅地建物取引に関する人権問題の実態調査を行いました。 一方で、伊賀市では2012年（平成24）年11月から、事前登録制による「本人通知制度」を導入し、不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の抑止や防止を図っています。また、総合評価方式による入札時において、「人権政策への取組」を評価項目に加えることにより、人権啓発の取組の促進を目的とした入札制度を、2012年度より導入しております。 これらの取組を通じて、広く市民の一人ひとりにあつゆる差別の解消に向けた啓発の重要性を確認しています。		

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
45	P9～10 （2）計画策 定の経緯2段 落目	文章は簡潔な形にした方が読みやすいと思う しかし、取組の効果測定として2 0 2 0 年に実施した「人権問題に関する伊賀市民意識調査」の結果を見る と、・・・・・・・・・・・・・・・・ しかし、取組の効果測定として実施した各種調査などからは、多くの課題も残されています。 （ア）「人権問題に関する伊賀市民意識調査」2 0 2 0（令和2） 年実施 ・・・・・・・・ （イ）「伊賀市宅地建物取引に関する人権問題の実態調査」2 0 1 3 （平成2 5） 年実施 ・・・・・・・・ （ウ）インターネット上の事象 ・・・・・・・・ （エ）「隣保館等利用者のニーズ調査」2 0 2 1 （令和3） 年実施 ・・・・・・・・ （オ）新型コロナウイルス感染症に関する事象 ・・・・・・・・ （カ）障がい当事者への聞き取り調査年実施 ・・・・・・・・ （キ）その他の事象や慣習などからくる課題 ・・・・・・・・	ご指摘については、今後の課題とし、今回の計画には反映しませ ん。	なし
46	P14 下から5行目	「地域相談員」はどこに何人程度、設置する必要があるものなのか。	いただいたご意見について第3章において修正を行いました。	あり
47	P15 1行目	「人権教育・啓発・・・」の文頭一文字を下げる。	ご指摘のとおり修正します。	あり
48	P15 4行目	人権啓発地区草の根運動推進会議や人権問題地区別懇談会・・・ 「人権啓発地区草の根運動推進会議」とは何か読むだけでわからない。文中に書き込むか、脚注に説明をすべきだと思う。 例えば、「旧上野市時代に始まった現在の自治協単位として行われている啓発推進組織である人権啓発地区草の根運動推進会 議や旧上野市以外の郡部で実施されてきた人権問題地区別懇談会・・・」	ご指摘のとおり脚注において説明します。	あり
49	P17 3行目から	文章を明解にする。 また、これまで差別をなくす運動の中で、「義務教育の無料化」や「就職差別の撤廃」、「身元調査の規制」など、日本の人 権政策は前進してきましたが、それらの認知度が向上していないという結果もうかがえました。	ご指摘のとおり修正します。	あり
50	P17 16行目	文書を明解かつ補足する。 しかし、地域や企業等社会啓発においては、一定の成果はありますが、課題がまだ残っています。その中で、人権問題地区別 懇談会により、身近な人同士が疑問を出し合ったり話し合ったりすることが効果的と考えられています。しかし、実施していな い地域も多くあるため、今後とも市内全域の小さな地区単位で実施できるよう促していくことが必要と考えています。加えて、 公民館活動や自治協活動による生涯学習において系統だった人権を取り扱う中で、歴史の事実をふまえた学びも重要視してい かなければなりません。 企業・事業所等に対しても、・・・・	ご意見を基に修正します。	あり
51	P17 21行目付近	文章を明解に、かつ注釈等で補足する。 ・・・・、また特別措置法が終了したことを根拠に、部落差別（同和問題）の現実と向きかわずに「同和行政不要論」を唱え る考えも一定数存在しています。※ 注釈 ※ 注釈たとえば意識調査において、「行政が同和地区の人だけに特別な施策をするのは不公平だ」という設問に対して、「その 通りだと思った」が約3 0 % ありました。部落差別を解消するためには、一般対策の中においても同和地区の実態をていねい に捉え、課題として対応していくことが大切です。	ご意見を基に本文を修正します。また、第2章に記載を加えます。	あり

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
52	P17 25行目	「差別の実態」ということが一般的には理解しにくいのではないか。「差別の実態＝差別発言や行為」と捉えてしまうと、部落差別を矮小化して考えてしまうので、真意が伝わりにくい。できれば、社会構造や内心に目を向けてもらえるよう取り組みを進めていかなければならないのではないか。 ・・・差別の実態（構造や意識など）を的確に把握しながら・・・	ご指摘のとおり修正します。	あり
53	P18 2行目	・・・子ども同士の交流や高齢者とのふれあい、また保育士・・・ 高齢者と限定するのではなく、地域の様々な人たちというニュアンスの方が正しいのではないか。 ・・・子ども同士の交流や（高齢者をはじめ地域社会の様々な人々）とのふれあい、また保育士・・・	ご指摘のとおり修正します。	あり
54	P18 女性	これまでの行政の取り組みとして、審議会等における女性比率の向上策などについて、どこかに表記されていますか。 なければ、下記のような表記が必要ではないか。 審議会等における女性比率は徐々に向上していますが、政治参加や地域の中での意思決定の場に女性の比率はまだまだ低いのが現実です。そのため、自治会や自治協における役員などへの参画を働きかけていくことが必要です。		
55	P19 障がい者	次のような内容がどこかに記述されていますか。なければ検討していただきたい。 また農林業分野、福祉分野、芸術分野など、障がい者の社会参画が進んでいます。そうした活動を支援することで、社会的自立を進めていく必要があります。	他の計画との整合を図りつつ、個別の施策は担当課により実施してまいります。	なし
56	P25 図中の分野別計画にある「生涯学習推進大綱」について	実際には、「生涯学習推進指針」があるだけではないでしょうか。	ご意見のとおり修正します。	あり
57	P61 下から2行目	社会教育については、主体者名をもう少し具体的に書くべき。 社会教育においては、中央公民館社会教育指導員や各市民センター配属の生涯学習支援員が核となり、市民一人ひとりが・・・	社会教育の推進は、市行政としての責務であり、ご指摘の職員は行政に包括していると考えます。	なし
58	P69 ③ 人権問題を考える中学生友の会・高校生友の会4 行目付近	実際には、教育集会所や隣保館職員も関わっていると思われる。 地区青年及び教職員（、隣保館職員等）が	ご意見をもとに記述を修正します。	あり

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
59		同和施策の終了宣言を。 わけへだてなく同じ市民として融和を図るべきだと思います。一般の市民が旧同和地区に恐怖を感じたりあるいは語られたりするのの一部団体が糾弾と称し暴力的手段を行使してきた為で、市はなぜこんな団体と付き合いを続けるのか疑問に思います。同和奨学金なども廃し一般の奨学金に一本化すべきと思う。貧困の問題なども旧同和地域とそれ以外の地域との区別はする必要を感じない。住むところが限定されたり結婚が親の承認を必要とされたりした60年代以前と異なり50年以上経過した現在、市としてなすべき諸策は残っていないし、市としてみた場合旧同和地域独自の問題などあり得ないと思います。 「部落差別をはじめとする」という文章に違和感を感じる。 部落差別は行政としては既に解決済みの問題で有り、2020年伊賀市民意識調査によれば（これが本当だとしても）2018年から2022年迄の伊賀市の差別事象は387件でありそのうち部落差別はたった24件にすぎない。部落差別はほぼ解消しており、部落差別が差別事象の多数を占めているわけでないなら、この言い回しを辞めてもいいのでは。	部落差別解消（同和施策）推進計画策定に係る相談等分析業務報告書において、実際に受けた部落差別の内容が示され、部落差別がすでに解決された問題でないことは明らかであり、市として部落差別を解消するための施策を終了することはありません。 なお、2020年度に実施した人権問題に関する伊賀市民意識調査には、2018年度から2022年度までの差別事象の件数は示しておりません。また、実際に市で把握している件数とも相違があります。	なし
60	P7 用語の意味 被差別部落 （同和地区）	伊賀市は今も同和地区住民を対象にした施策を行っています。第4次の計画案では同和地区を被差別部落に置き換えるとのことですが、行政自らが特定の地域を被差別部落とレッテルを貼ることになりませんか。差別をされる地域が今も存在しているとしつつ、「被差別部落が伊賀市にあるか無いかは、申し上げられません」とする伊賀市の姿勢が理解できませんので説明してください。	市は、地域を指定することはありません。	なし
61	P11 （2）あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進	厚生労働省は、保育の基本となる考え方や保育内容を定めた「保育所保育指針」を策定しています。厚生労働省の指針と伊賀市解放保育基本方針との違いは何ですか。特に文中にある解放保育と、厚生労働省の保育指針の保育との違いは何ですか。また、「保育所保育指針」に基づく保育はしていないのですか。	保育所保育指針は保育の内容や運営の仕方について定めた基本的な指針であり、各保育所の実情に応じて創意工夫を図るということが書かれています。その指針に基づいて伊賀市では、子どもたちに差別を許さない仲間づくりを大切にしたいという思いから、解放保育基本方針を策定し、一人ひとりの人権が大切にされ、生きる力を育み、人権尊重を基盤とした保育実践を行っています。	なし
62	P16 施策分野4：人権課題の解決に向けての施策	この中で、（1）から（10）まで、様々な人権課題を羅列していますが、労働者としての権利があいまいで差別的に扱われている会計年度任用職員や非正規労働者の問題も人権課題として書くべきではないですか。	国の動きを注視し、必要に応じて施策を検討します。	なし
63	P88 本文17行目～	「日常生活への不安や不満が、被差別部落（同和地区）に対するねたみ意識という形で現れているとも考えられ」という表記は、主観が入っていませんか。あくまでも、根拠に基づく表記にしてください。	第3次伊賀市人権施策総合計画期間における部落差別事象の詳細な聞き取り結果から、同和対策関連の法律に基づき行われた同和対策事業に関連した「ねたみ意識」や「逆差別論」として生じています。	なし
64	P101 5行目～	「2点目は特別支援学校など分離教育をやめ、インクルーシブ教育への移行です。伊賀市でも勧告の具体化に向けてインクルーシブ教育の推進は大事な課題となっています。」という表記について 分離教育中止の国連勧告については、保護者や教育現場、専門家からも様々な声が上がっています。伊賀市でも、特別支援学校や特別支援学級で学ぶ児童、生徒がおり、また、それを希望する保護者もおられます。このような表記は、さまざまなニーズがある中、伊賀市が分離教育を否定しているとも受け止められないか懸念があります。また、実際には、今の体制のまま特別支援教育の場をなくすことは難しいと、教育現場の方が一番わかっておられるのではないのでしょうか。保護者や教育現場に不安を持ち込まないような表記にしてください。	インクルーシブ教育が実施できる体制にないまま強引に分離教育を廃止することで当事者や当事者の家族が不安を感じることは当然だと考えます。 一方で、分離教育によって本来うけられる権利が侵害されたと感じる当事者が居ることも事実でありますので課題提起は必要であると考えますので、双方に配慮した記述に変更することとします。 具体的な取り組みはご意見のとおり教育現場の状況に応じて実施することになると考えます。	あり

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
65	P91 15調査・研究 の推進 ①生 活実態調査等 の実施	生活実態調査の対象は、具体的に誰ですか。誰の生活実態をどのような方法で調査するのですか。	第4次計画の策定と並行して、伊賀市同和施策推進計画も次期計画を策定しています。同和施策推進計画の策定にあたり、従来は生活実態調査を実施していましたが、隣保館等施設利用者へのニーズ調査を行い、協力が可能な人からヒアリング調査、特に部落差別に関するお話をお聞かせいただき、「部落差別解消（同和施策）推進計画策定に係る相談等業務分析報告書」としてとりまとめ、次期計画の基礎資料の一つとして活用させていただきました。 今回の調査の対象は、市内の隣保館、教育集会所、児童館を利用する人を対象に、ニーズ等調査を実施し、同意を得られた人からヒアリング調査を実施しました。 なお、次期計画（第5次計画）の基礎資料としての調査分析については、どのような方法で行うかについて現在決定していません。	なし
66	P84 （4）だれも が住みよいま ちづくりの推 進	「具体的な取組」の中で、第3次にある「改良住宅ストック総合改善事業の推進」が第4次案にはありません。表記がなく なった理由はなんですか。市営住宅のあり方についての答申において、改良住宅については、入居者を一般公募するみなし公営住宅として推進することが打ち出されています。よって、第4次計画においても、そのことに関する表記が必要だと思います。	住宅の長寿命化等の改善事業は、市営住宅であっても改良住宅であっても同様に実施すべきであることから統合したものです。	なし
67	P64 施策項目5 「条例や人権 関連法律等の 普及・啓発・ 教育」	施策項目5事業の② 「さまざまな人権に関する条例や憲章等の普及・啓発・教育」の2か所に、新たに「教育」という言葉が追加されています。追加した理由は何ですか。	2020年に実施した「人権問題に関する伊賀市民意識調査」において、人権に関する宣言や法律の認知度を調査しました。 その結果、例えば、男女共同参画社会基本法の内容（趣旨）を知っている19.7%、障害者差別解消法の内容（趣旨）を知っている13.9%といったように、男女共同参画社会基本法では「個人として能力を発揮する機会の確保」や「性別による固定的役割分担意識への配慮」といった、女性差別を解消するために法律が求めていることの周知が徹底されていない状況が見られました。障害者差別解消法も同様の状況であると考えられます。そのため、法の意義や目的の教育の必要性を考え、計画に記載したものです。	なし
68	P62 施策項目1 就 学前児童に対 する人権教育 の推進 事業 ②解放保育の 推進	「解放保育の推進」の事業概要には、解放保育推進計画の具体化が保育の質を高めることになる読み取れる記載があります。解放保育推進計画のどのような具体化が、どのように保育の質を高めることになるのか示してください。	計画への意見ではないため回答しません。	なし
69		人権教育や同和教育は今後も絶対に必要。差別などにより悩まなくていいことで悩まされたり、しんどい思いをしなくてもいい人がしんどい思いをしないとけない人（子ども含む）がたくさんいる。学校や市全体を上げて、自分自身をしっかりと見つめ直せたり、人権を学ぶことができる場所をしっかりと残していくべき。また、安心して相談できる場所が市内にどれほどあるのかと思う。どこに相談していいのかわからないということや、信頼・安心して相談できないというようなことではいけないのではないか。	差別や人権侵害について、誰もが気軽に安心して相談できる相談体制を構築するため、体制の整備や手法を検討し、人権相談基本方針として策定します。 また、実際の差別対応についても、人権相談基本方針に盛り込みます。	なし
70	36ページ グ ラフ項目名	項目の文字数が多く読みづらい。全体を表示するために文字の向きが変わっているのも読みづらい。	ご指摘については、これまでから検討しておりますが、文書作成に使用しているソフトウェアの都合上、変更することが出来ません。	なし

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
71	第3章 人権施策の展開方向 施策分野1 人権意識の高揚のための施策（1）多様な人権課題に関する取組の充実 具体的な取組 「3 家庭・地域社会における人権教育の推進」	本計画の概要にも掲げられているように、部落差別はインターネットなど形を変えて今も根強く残っています。学校における人権同和教育の推進はもちろんのこと、部落差別をなくしていくためには、社会が変わっていかねばなりません。つまり、学校教育だけではなく、社会教育と両輪で進めていく必要があります。部落差別をなくしていくまちづくりを各々の地域から進めることで、差別をなくす輪は大きく広がっていくと感じます。また、同項で掲げられている「③人権問題地区別懇談会」の推進にも賛成です。地域で部落問題について話をする場があることで、その問題に対する理解を深め、地域ぐるみで差別をなくしていく雰囲気づくりにつながっていくと思います。もともと私は、伊賀市の出身ではありませんが、仕事の都合で伊賀市に来させていただいて、地区別懇談会があることを知りました。私も参加して、地域のみなさんで部落問題について語をされているのを見て、このような取組が社会から差別をなくしていく動きにつながるなどひしひしと感じました。おそらく、私の出身の市町では、このような取組を進めようと思っても「寝た子を起こすな」の雰囲気が根強く、難しい状況にあります。まずは、伊賀市が先進的な地域としてアピールをしていってほしいです。さらに、今ある同研組織を活用することで、家庭・地域・学校が一体となって部落問題をなくす雰囲気を醸成するために役立つと思います。同研の研修に参加したり、学校の先生とお話することで、私自身も大きな勉強になります。同研組織は、学校・地域・家庭をつなぐ役割としても寄与すると思います。ぜひ、同研の必要性もこの施策に盛り込んでいただければと思います。	これまで差別解消に取り組んできた関係者、団体と協力・連携した事業の推進を図ります。	なし
72	P109 性的マイノリティ	・性の多様性条例の策定に取り組むやファミリーシップ制度の検討を行うと記載があり市の取り組みに希望が持てました。ありがとうございます。 ・国のLGBT理解増進法の内容がかなり後退しましたが、伊賀市が今後策定される性の多様性条例は差別禁止条例で進めていただきたいと思います。 ・当事者交流の促進 パートナーシップ制度を利用した人たちの交流を促進していただきたい。 LGBTQ+当事者間の交流がないので是非機会を設けていただきたいです。 どうぞよろしくお願いいたします。	市では、性的マイノリティの人権問題への理解増進、差別の解消に向けて啓発を進めるとともに、ファミリーシップ制度の検討、性の多様性に関する条例の策定に向けて、取り組みを進めます。 個別の施策については、担当課にて取り組みを進めます。	なし
73		「『同和行政不要論』が差別意識につながる」という記述がありますが、その根拠が示されていません。市議会の答弁でも「同和行政を廃止、縮小した自治体で差別意識が広がったのか」という質問に対して「そうした地域での市民意識は把握していない」という答弁がありました。「過去に部落差別解消に行政が取り組まなかった時期に差別がなくならなかったことが根拠です。」などとおっしゃっていましたが、過去の行政のあり方を、社会的な部落問題が基本的に解決した現在に当てはめることには無理があります。現在も部落差別が根強く残っているとすれば、これまでおこなってきた同和行政、教育が本当に同和問題の解決のために効果的だったのか検討することこそ必要ではないでしょうか。他の自治体の市民意識をまったく調査もしていないのなら、少なくとも「『同和行政不要論』が差別意識につながる可能性もあります。」程度にとどめておくべきです。	伊賀市議会2023年6月定例会の一般質問において、同和行政を終結させた自治体の事例を紹介されておりますが、その自治体において人権問題に関する意識調査はなされておらず、部落差別があるか、または部落差別が解消したか、の両面で市民意識は把握されておられません。 このようなことから、伊賀市における差別事例や市民意識調査結果から施策を検討するものです。	なし
74		中間案に「同和問題」を「部落差別」に「同和地区」を「被差別部落」に置き換えるとありますが、同和地区を被差別部落に改めるということは、その地区が差別されるところと決めつけることになるのではないのでしょうか。なので改めるのはやめてください。	「同和地区」という呼称は、これまで同和対策事業特別措置法に基づく事業の適用範囲として設定された地区の範囲という意味と、部落差別の対象地域としての「同和地区」という意味の二面性を持つ呼称であります。 市民意識として「被差別部落」という呼称と同義語として使用されている傾向もあることから、部落差別解消推進法の呼称に併せて列記することとしました。	なし
75	(7) 性的マイノリティ	連日のSNSやニュースでこのテーマにおいて暗い話題が多いですが、少なくとも伊賀市だけは性的マイノリティへの差別的な扱いを禁止する方向でお願いします。誰のための取り組みなのか、本当に守られなければならないのは何なのか、これからもみなさんと考えていきたいと思っています。	市では、人権啓発企業訪問等を通じて、性的マイノリティの人権問題への理解増進、差別の解消に向けて啓発を進めます。	なし

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
76	パブリックコメントの取扱いについて	今回のパブリックコメント募集要綱では、「いただいたご意見は、計画策定の検討資料とさせていただきます、市の考え方などと併せて市ホームページ、人権政策課人権政策係で公表します」となっています。 「市民の意見」と「市の考え方」の公表のみです。これでは意見を提出した市民が「市の考え方」に納得できない場合の異議申し立ての機会がありません。 伊賀市では、平成24年の自治基本条例見直し時に、①：住民説明会5回。②：パブリックコメント2回。③：意見交換会5回。④：議員への説明4回。を実施して策定した事例があります。 今回の「第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）」についての市民の意見の取り扱いについては、パブリックコメント「市民の意見」と、意見についての「市の考え方」の公表のみでなく、意見提出者の真意を尊重する手続きが必要です。 また、応募されていない市民のみなさんから、パブリックコメントの公表を機会に伊賀市の人権施策について考え、ご意見を持つ方も現れる可能性もあります。 1回のパブリックコメントで「市の考え方」公表の一方通行では終わらせずに、市民への説明と双方向での意見交換の機会を十分に設けることが必要と考えます。 先例を十分に検討して、市民の意見を尊重し共に納得できる形での手続きを保障するために、中間案策定のスケジュールの見直しを求めます。	パブリックコメントの結果としての計画への反映は、審議会において審議されます。市民の代表としての審議委員も居るため、市民意識は反映されるものと考えます。	なし
77	第1章 計画策定にあたって 施策分野4 同和問題	伊賀市「人権問題に関する市民意識調査」最新の報告書では「同和問題を取り巻く社会動向認識」について、2014年と2020年の調査結果を帯びグラフ等で記載し、コメントでは「前回調査との比較では（中略）前回調査との差が見られないことは、同和問題への現状認識や理解が進んでいないといえる」としています。 3回の「同和問題を取り巻く社会動向認識」調査では、Aの意見「世間ではまだまだ差別が残っており、差別を無くそうとする人が孤立してしまう」とBの意見：「今日では、差別は許されない状況にあり、差別する人がやがて孤立してしまう」との設問の結果についてはどうでしょうか。 設問の「Aの意見とどちらかというAの意見」を◆で表し、「Bの意見とどちらかというBの意見」を◇で表すと、下記の表になります。 2009年 ◇：48.0％ ◆：52.0％（◇-4ポイント） 2014年 ◇：53.1％ ◆：48.9％（◇+6.2ポイント） 2020年 ◇：54.8％ ◆：45.2％（◇+9.6ポイント） ※参考に、1999年の伊賀町との類似と調査では下記です。 1999年 ◇：36.4％ ◆：63.6％（◇-27.2ポイント） 市民の「社会動向認識」は確実に健全な変化をしています。 これまでの施策の、積極的な到達点を、市民と共有する必要があります。	ご意見にある「市民意識調査」の項目は第2章にご指摘のとおり記載しております。	なし
78	第1章 計画策定の背景	〈用語の意味〉欄の部落差別（同和問題）で「法務省・文部科学省の『人権教育・啓発白書』（令和3年版）では、（中略）本計画ではこの白書に基づき、部落差別（同和問題）や被差別部落（同和地区）と記載します」となっています。※「白書」は令和4年版が公表されています。 「白書」の第2章人権課題に対する取組5. 部落差別（同和問題）の節の前文では、歴史的な表現として「同和地区」との文言はあります。 但し、被差別部落（同和地区）と列記した文言は見当たりません。見落としがあれば、ご教示ください。 「白書」に、被差別部落（同和地区）と列記した文言が無ければ、敢えて記載した理由をお示しください。	ご意見のとおり白書には「部落差別（同和問題）」の記述がありますが、「被差別部落（同和地区）」と列記した記述はありません。 同和对策関連法令の期限切れ以降には、この「同和地区」という呼称が混同されて使用されている動きや、市民意識として「被差別部落」という呼称と同義語として使用されていることから、第4次計画では、「差別の対象地域としての同和地区」という意味と捉え、部落差別解消推進法の呼称に併せて列記することとしました。	あり

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
78	京P2 用語の意味	また「白書」の人権課題に対する取組の記載純は、1. 女性／2. 子ども／3. 高齢者／4. 障害のある人／5. 部落差別（同和問題）／6. アイヌの人々／7. 外国人／8. 感染症／9. ハンセン病患者・元患者・その家族／10. 刑を終えて出所した人／11. 犯罪被害者等／12. インターネットによる人権侵害／13. 北朝鮮当局によって拉致された被害者等／14. その他の人権課題となっています。 伊賀市における同和施策の到達点（自治基本条例審議会では「部落差別をはじめとする」との文言に、もうなくてもいい：7人。残さなきゃいけない：3人。分かりません・どちらでもいいです：2人です）と、新たな人権課題の取組を踏まえ、中間案の人権課題の記載純を「白書」に倣いつつ、1. 女性／2. 子ども／3. 高齢者／4. 障がい者／5. 同和問題／6. 外国人／7. 性的マイノリティ／8. インターネットによる人権侵害／9. 疾病と人権／10. さまざまな人権課題の順とすることを提案します。	左加解消推進法の呼称に併せて列記することとした。 そのため、計画の注釈を修正します。 また、人権課題の記載順については、部落差別（同和問題）は国として初めてその解決が国民的課題と位置付けられた人権課題であり、これまで差別解消に向けた様々に工夫された取り組みが繰り広げられてきました。そのような歴史的背景を考慮して、記載順の変更は行いません。	あり
79	計画に当たっ ての数値目標	国連は、持続可能な開発目標（SDGs）に取り組んでいます。持続可能な開発目標（SDGs）とは、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真です。貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸問題の解決を目指し、SDGsの目標は相互に関連しています。誰一人置き去りにしないために、2030年までに各目標・ターゲットを達成することが重要です。この目標は国、県、伊賀市の課題であり人権の実現は国家や自治体の目的です。 抽象的な人権（権利・法）でなく、また、道徳に止まるのでもなく、はっきりと姿を現して見紛うべくもなく明らかとなった、実現した、実体としての人権です。それは、個々人の人権意識、個々人の知と活動において媒介された形で顕現します。 伊賀市の「計画に当たっての数値目標」は懇談会・研修会参加等になっているが、それでは、人権がどこまで実現したかわかりません。人権がどこまで実現したか。SDGsの課題など踏まえ目標とすべきです。たとえば、教育の無償化をいつまでに実現するのか。公共施設や特殊建築物のバリアフリー化をいつまでに実現するのか等々です。 しかも、今の人権状況を考えれば不適当なものを含んでいます。	個別の目標は、それぞれの担当部署において設定し、その課題の進捗を毎年管理する中で、市の人権施策の進捗を管理しています。	なし
80	施策分野4 (1) 部落差別 (同和問題) について	国策としての同和对策事業は、1969年に10年間の時限立法として施行され、2002年にその役割を終了し、今は、同和行政として特別扱いせず一般行政のもとで対応する段階にはいっています。憲法の民主的原則にそくして融合をすすめる国民的努力によって部落問題は解決されていくべきです。 日本の民主的発展にとってきわめて重要な、近代以来の歴史課題である部落問題は基本的に解決を展望できる段階に到達しました。しかし、解決過程の到達点や部落問題の現状が、日本社会で十分認識される状況になっているわけではありません。この到達点を広く市民にしらせていくことが重要な課題です。 「部落差別（同和問題）は依然として深刻にして重大な社会問題」と言った現実を見ない捉え方は間違っています。「部落差別にしがみつくと」勢力と、それに追従する行政が残っているのも現実です。これを克服することが、問題解決にとって最後の仕上げとなっています。 このことから、同和施策は削除すべきです。		
81	同和施策につ いて	いま日本では、同和地区は存在せず、2002年の同対法失効のとき、基本的に同和問題は社会的に解消した。同和施策を続けることは同和差別の解決を遅らせると政府は述べている。それに従い多くの自治体は、同和課を廃止し、同和施策をやめ一般施策で対応している。この20年間に大きく事態が進展し、全体として国民の差別意識は低いと政府は報告している（法務局人権擁護局「部落差別の実態に調査結果報告書」2020年6月）等大きく変化しているのに、伊賀市は国の政策と大きく異なっている、伊賀市が国の施策と異なるなら、その状況を説明する必要があるはずなのに、中間案にはその部分が欠落している。 伊賀市は被差別部落、部落差別と名称変更をされようとしている。この意図は、同和地区という言葉が使えないので、被差別部落という名称を同和地区に読み替、行政の判断で、特定の地域を被差別部落と認定することを可能にすることができる。行政は同和問題を固定化、永続化させ、同和施策を永遠に続ける、50年間同和施策での既得権益を守ることである。 伊賀市の同和施策の予算は約4億円あり、市民館運営や同和教育等に使われている。決算書をみる限り特定団体と強い結びつきを疑わなければならない。 多くの自治体で実施しているように、同和施策をやめ一般施策に舵を切り、すべての市民に公平・公正の行政であることを願う。そのためにも言葉の変更に反対します。	部落差別解消（同和施策）推進計画策定に係る相談等分析業務報告書において、実際に受けた部落差別の内容が示されていることから、部落差別がすでに解決された問題でないことは明らかとなっており、市として部落差別を解消するための施策を終了することはありませ ん。	なし

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
82	(8) インターネットによる人権侵害	インターネット等の進歩により、怖い媒体であることは疑いのないことでありますが、現在でも生死にかかわる状況や心身疲労の状況が生み出されています。今後ますます進歩する技術においてもネットは重要であります。反面、世の中が支配されてしまうということにも疑念を感じます。多様な施策が多すぎていくら時間・人材・財源は限りがあり実行の可能性に疑問が感じられます。かとして避けては通れないものばかりでどこまで実行できるか、という感じです。まずは専門家による指導教育・啓蒙・規制厳格化の具体的なことを感じます。また、人権侵害ない事を望みます。最近問題になっている、「チャットGPT」に対する官庁の使用姿勢・教育姿勢・芸術技術の特許等々、“効率化に走らない” “使用しない” 方向性を、将来的に社会混乱に陥る可能性について現段階での基本見解がほしい。 全体のどの施策において、項目も網羅され、分析されていると思いますが、そこから一歩進めるのかどうか見てみたい。。	インターネットの有用性と危険性については、本文に記載し、そのために個人の知見を高める取組を実施していきます。 また、ChatGPTの危険性については現在、他方面から報告されておりますので、今次計画後に情報収集、分析、施策検討等が必要になってくることも想定されますので、ご意見として承ります。	なし
83	計画全般への意見	この「第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）」（以下「本中間案」）の策定根拠法は、平成12年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（法律第百四十七号）の第五条（地方自治体の責務）「地方自治体は、基本理念にのっとり、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し及び実施する責務を有する。」だと思われるが、また、同じく同法を根拠法として設置した条例が、「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」だと思われる。しかし、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、あくまで広義的な人権教育や人権啓発に関する内容を定めているのであり、その証拠に、各分野ごとの人権課題については言及せずに、別途人権課題ごとの法律が整備されている。例えば、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成二十五年法律第六十五号）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成二十八年法律第六十八号）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成二十八年法律第百九号）などがそうである。 本中間案では、「部落」や「同和」といった部落差別に関連する言葉が実に合計326回登場する。（うち「部落差別」が84回、「同和」が177回）しかし、障害者差別に関連する言葉「障害者」は40回、外国人差別に関連する言葉「外国人」は84回と、圧倒的に部落差別に関連する言葉が多く登場する。 これは、法律では総論と各論とが別の法律として整備されているにも関わらず、伊賀市の条例では、人権施策を所掌する条例が、「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」と題され、その内容も、表題も含めて実に8カ所にわたって「部落差別をはじめとするあらゆる差別」という文言が登場しており、部落差別以外の差別に関連する文言は一つも見られない。さらには、これらの伊賀市の人権施策全般を推進する「宣言」や「条例」、「規則」を見ても、「部落差別をはじめとするあらゆる差別」（「伊賀市人権尊重都市宣言」（平成17年9月26日告示第175号））、（「伊賀市人権政策審議会条例」（平成16年11月1日条例第147号））という文言や、「人権同和教育」という文言（「伊賀市人権教育推進員の設置に関する規則」（平成22年2月26日教育委員会規則第3号））ばかりが登場する。（また現在審議中の伊賀市の憲法と位置づけられる「伊賀市自治基本条例改正案」にも、「部落差別をはじめとする」という文言が入れられようとしていたのを同パブリックコメントでも知ったため、そちらについても以前指摘した。） 法律では人権全般に係る総論を規定する法律と、人権課題ごとの各論を規定する法律として別途整備されているのであるから、条例もまた、それらを混同するのではなく、本来であれば法律にならい、人権施策総論を所掌する条例と、人権課題ごとの条例とを整備すべきである。とりわけ伊賀市では、人権関連の条例や計画などになぜか部落差別だけが突出して至る所に取り沙汰されている。 これがもし、伊賀市が仮に全国でも突出して部落差別事象が依然多いと言うのなら、あくまで感情的な結果論として理解できなくはないが、伊賀市民が認識する昨今の目立った部落問題と言えば、「駐車場収益の官製分配事件」ぐらいであり、これはむしろ、「部落差別」ではなく、行政と当事者による「逆部落差別」とも言うべきもので、これによって伊賀市の人権施策全般が感情的な結果論としてほぼ同和施策にならざるを得なくなった要因にはなり得ず、むしろ公金として収受すべき駐車場収益を行政関与にて不法に分配していたことに鑑みると、部落差別が無くならないことによる文言の多さではなく、つまりはその逆、同和利権維持のための癒着構造を疑うしかなく、何処からかの突き上げなどが県内他市の事例を見ていても可能性として考えてしまう。 したがって、あたかも「人権教育＝同和教育」であるかのような印象を植え付ける人権施策の進め方をするのではなく、人権教育とはあくまで人権全般を擁護する精神の涵養や情操を養うものであり、同和教育とは、あくまで数ある人権課題分野の一つであることを肝に銘じておくべきである。これらを混同してしまえば、良かれと思って整備した条例や計画が、人権課題分野ごとのお膳立てとなり、利権構造に巧妙に利用されることに繋がりがりかねない。	伊賀市人権施策総合計画への意見というよりも「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」への意見であると考えます。 今後、条例のあり方については、国や県の状況も見据えながら、必要であると判断されれば、内容の精査も含めて検討する必要があると考えますが、本計画に対する意見ではないため、この場での回答は行いません。	なし

第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）パブリックコメントにおける意見の一覧

通番	意見する個所	頂いたご意見	市の考え方	計画への反映
84	第1章 (1) 計画策定の 背景 5ページ	本中間案には直接影響しない誤謬であるが、国際認識として大きな間違いであるので指摘します。 「2022年2月のロシアによるウクライナへの武力侵攻」とあるが、侵攻ではない。 連日テレビがそう言っていたり、国会でも三重県議会でも伊賀市議会でも単にそれらのテレビ報道を受けてロシア非難決議が裁決されたため、この計画案を策定した担当者や決裁権者が自分で調べもしないままそれが正しいのだと思い込んでいるのだと思われるが、国会決議も三重県議会決議も伊賀市議会決議も完全な間違いです。 今般のロシアの行動は、2013 年末から2014 年初頭にかけての西側諸国によるウクライナ政権転覆に端を発した武力による8年間に亘るロシア系住民大量殺戮（ジェノサイド）に対し、全て国際規範に則った上での国連憲章第5 1 条に定める個別的自衛権、集団的自衛権を行使した国際法で認められた行為であり、自衛権行使後には第5 1 条に定めるとおり、直ちに国連安全保障理事会に報告もしている。したがって、これを「侵攻」と呼ぶのは大きな間違いであるため、この部分は、「ロシアによるウクライナへの武力侵攻を受けて」ではなく、「ロシアによる個別的自衛権及び集団的自衛権の行使を受けて」と表記すべきである。	日本は、今般の武力衝突をロシアによるウクライナ侵攻と捉えて支援等の取り組みを進めており、本計画への記載については国の方針に整合を図っているものです。	なし